

泉南市議会基本条例(素案)のパブリックコメントに対するご意見等の概要及び泉南市議会の考え方

泉南市議会基本条例(素案)について、ご意見を募集しましたところ貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。このたび、お寄せいただいたご意見とそれに対する泉南市議会の考え方について公表いたします。なお、お寄せいただいたご意見等については、その趣旨を損なわない程度に要約しておりますことをご了承ください。

1. 募集期間 平成26年12月15日(月)から平成27年1月16日(金)まで
2. 提出方法 電子メール、又は議会事務局へ持参
3. 提出者 4人
4. 意見件数 44件

NO	素案条項	議会基本条例(素案)に対するご意見等の概要	ご意見等への考え方(回答)	条文の修正
1	全体	「泉南市自治基本条例」は、議会のことを明記しているが、一方、「泉南市議会基本条例(素案)」には、行政について明記していない。明記すべきでは。	泉南市自治基本条例については、市民、議会、及び市長(執行機関)が協働して、個性豊かで魅力ある泉南市のまちづくりを図ることを目的としておりますが、泉南市議会議会基本条例については、泉南市民の直接選挙によって、選ばれた議員により構成される泉南市議会について、その決意等をまとめたものであります。	原案のとおりといたします。
2	第1条	議会運営の基本理念、基本方針が述べられていないことから、「議会及び議員の活動原則を定め」、「市政における最高の意思決定機関として、議会の基本理念、議会運営の原則と責務、議員の活動原則など議会に関する基本的事項」に追加、訂正する。	ご提案をいただいております件につきましては、前文の中で記載しております。	原案のとおりといたします。
3	第1条	上記、訂正文言の次に、第2条以降の規定の根拠となる理由として、「市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会を目指し」を追加する。		
4	新設	上記、No.2,3のとおり、第1条を訂正しない場合は、「基本理念」として第2条「議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論をつくり、地方自治の本旨の実現を目指すものとする」を新設する。なお、この条文を挿入し、No.2,3のとおり、第1条を訂正した場合は、文言から、「市政における最高の意思決定機関として」を削除する。	ご提案をいただいております件につきましては、前文の中で記載しております。	原案のとおりといたします。
5	第2条	No.4「基本理念」を新設しない場合は、第2条第2号の「～を積極的に」の次に、「行い、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指す。」を追加する。	ご提案をいただいております件(地方自治の本旨等)については、条例全体の内容として網羅されていると考えております。	原案のとおりといたします。
6	新設	第2条として「基本理念」を新設した場合、第1項を「議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行う。」に訂正する。		
7	第2条	第4号として、「市長その他の執行機関の事務の執行の監視及び評価を行う。」を追加する。	ご提案をいただいております件につきましては、前文の中で記載しております。	原案のとおりといたします。
8	第3条	第2号に、「活発な議論を行うこと。」とあるが、倫理性と品格に満たした議会になることが大切と考えることから、条文に、「倫理」「品位」「品格」という言葉を追加していただきたい。	ご提案の「倫理」については、今後制定予定の政治倫理条例で記載してまいります。「品位」「品格」については、すでに本条例第22条に「品位を保持し」と定めております。	原案のとおりといたします。

NO	素案条項	議会基本条例(素案)に対するご意見等の概要	ご意見等への考え方(回答)	条文の修正
9	第4条	第1項に「会派は同一の理念を有する最小1人の議員で構成し活動する。」を追加する。	議会基本条例逐条解説3ページの用語解説として、記載しておりますように、本市議会では、「会派は、2人以上の所属議員を有する団体。」と定義付けております。	原案の通りといたします。
10	第4条	第2項に、「議会は、議会運営等において、少数会派(1人会派)を尊重するものとし、会派(1人会派を含む)間の公平を確保する。」を追加する。	本市議会では、会派制をとっており、会派に属さない議員については、「1人会派」とは表現せず、無所属議員として区別しております。なお、ご指摘の内容ですが、公平性の観点から、無所属議員の方については、議長、委員長、議会事務局より、会議等の内容については、個別に説明等を行っております。	原案の通りといたします。
11	第4条	第4項として、「会派は、代表質問及び一般質問ができる。」を追加する。	代表質問については会派の代表者が、また、一般質問については議員個人が行うこととして、従前から運用面において、代表質問と一般質問の棲み分けを行っております。	原案の通りといたします。
12	第5条	「委員会を含む会議は公開する。」を追加する。	議会基本条例逐条解説4ページ、第5条の逐条解説に、「本会議、委員会、委員協議会は原則として、公開に努める。」とありますように、第5条の解説の中で「会議」については、本会議、委員会、委員協議会としております。	原案の通りといたします。
13	第5条	議会基本条例逐条解説4ページの解説にある委員協議会について、市民に公開するという条文を明記すべきである。	条文中の「会議」とは、本会議、委員会、委員協議会と解説で説明しておりますことから、条文には、「委員協議会」だけを抜き出して規定する必要はないと考えます。	原案の通りといたします。
14	第5条	「会議については、原則として公開するものとします。」の「原則」としてというのは、どのような場合ですか。解説にも「市民に開かれた議会とするため」と文言があるように、議会が開かれた透明性のあるものにするため、条文中の「原則として」の削除を要望する。	地方公共団体の秘密に属する事項、議員又は住民の一身上に関する事件に関わる審議の場合等について、法にもとづく秘密会の議決がされた場合には、非公開となることから、「原則」という文言を記載しておりますが、過去からの例として泉南市議会において、秘密会の議決を行った例はないというのが現状であります。	原案の通りといたします。
15	第5条	議場の議席に配布されている資料が傍聴席にないため、討論の際、理解が深まらないことが多々ある。議席に配布されている資料を傍聴席にも配布することを要望する。条文又は傍聴規則などに追加を要望する。	現在、議場の傍聴席の入口に、議事日程表、一般質問要旨表、代表質問要旨表、会期予定を自由にお取りいただけるように準備しておりますとともに、先着5名となりますが、議案書も閲覧していただくことができます。	原案の通りといたします。
16	第7条	第1項「反映させるため、市民」の次に、「市民団体、NPOなど」を追加すべきである。	「市民」の定義として、議会基本条例逐条解説2ページの用語解説で、「市民」とは、泉南市内に居住する者、在勤又は在学する者、市内で事業又は活動を行う者と定義しております。	原案の通りといたします。
17	第7条	「議会報告会」についての明確な規定がないように思いますが、条文中に、「議会報告会」を記載してほしい。	第7条に記載しております「市民との多様な意見交換の場」が、ご指摘の「議会報告会」に該当するものであり、その名称については、協議により「議会報告会」に決定したところでです。	原案の通りといたします。
18	第7条	第2項で「議会は、請願又は陳情を審議する場合においては、これらの提案者にその意見を述べる機会を設けるよう努めるものとし、」となっているが、もう一歩進んで、「意見を述べる機会を設ける。」とすることはできないのか。	議会基本条例逐条解説4ページの解説で、「請願又は陳情の審査について、その趣旨を十分理解し、審議に望むため、提案者からの意見聴取の機会を設けることができること」としてあります。	原案の通りといたします。
19	第7条	請願又は陳情についての解説中に記載のある規則について、参考欄に名称を明記すべきでは。	参考欄に記載させていただきます。	逐条解説に参考欄を追加します。
20	追加	第7条に「公聴会、参考人制度を活用し、市民の専門的、政策的識見を議会に反映する。」を追加する。	ご指摘の内容については、会議規則及び第20条「専門的識見の活用」として、別の条文により明記しております。	原案の通りといたします。
21	追加	第7条に、「議会の主催する報告会を開催する。開催方法については、別に定める。」を追加する。	ご指摘の内容については、第1項の「市民との多様な意見交換の場」の位置づけとして、「議会報告会」を開催したいと考えております。「別に定める」ことと規定するのは、条例に限らせていただきます。	原案の通りといたします。
22	追加	本会議において、議員が発言している言葉がマイクを通して聞こえにくいことや、議会関係資料について事前配布することを目的として、第7条に、「議会傍聴において、分かりやすい議事運営に努める。」を追加する。	本会議における議員の発言が聞こえにくいということについては、今後、議員一人ひとりが注意していきたいと考えております。また、議会傍聴のあり方については、今後も課題として、一人でも多くの方に傍聴していただけるように、議論してまいります。	原案の通りといたします。

NO	素案条項	議会基本条例(素案)に対するご意見等の概要	ご意見等への考え方(回答)	条文の修正
23	第8条	議案の採決にあって、賛否のわかれた議決事項について、討論の経過等について明らかになるようにしていただきたい。	年4回発行しております議会だよりに、主要な議案をピックアップし、討論を要約して掲載しております。なお、議会だよりについては、ホームページからもご覧いただけます。	
24	第9条	第1項「補助機関」の説明用語解説に追加する。	ご提案いただいております件につきましては、用語解説を追加させていただきます。	逐条解説に用語解説を追加します。
25	第9条	第3項「反問」の説明用語解説に追加する。	「反問」の説明につきましては、逐条解説において、「質問の趣旨や内容を確認し、論点を整理するために質問すること」と説明をしておりますこと、さらに、「反問」の運用については、各市議会において違うことから、用語解説での説明ではなく、逐条解説での説明としております。	原案の通りといたします。
26	第10条	第2項を「議会は、前項における施策実施後において、政策評価に資する審議に努めるものとする。」とし、第2項を第3項に繰り下げる。	ご提案をいただいております件につきましては、条文に記載する必要はないと考えますが、施策実施後の政策評価のあり方については検討してまいります。	原案の通りといたします。
27	第15条	「委員会は、視察終了後速やかに報告書を作成し、公表するものとします。」を「視察報告書は、終了後速やかに作成し、公表する。」と条文の見直しをする。	主に、行政視察を実施する主体については、委員会となりますことから、文章については、原文の通りとします。	原案の通りといたします。
28	第16条	第2項で、「政務活動費について必要な事項は、別に条例で定めまします。」の条項中に、「適正な支出のため」又は「不正の除去のため」の文言を追加する。	解説において、「経費の一部として有効に執行する」としていることから、ご提案の文言については、追加する必要はないと考えます。なお、適正な執行に努めてまいります。	原案の通りといたします。
29	第16条	議会基本条例逐条解説9ページの政務活動費のところ、解説欄と参考欄が二つあるが、これを参考欄として一つにまとめる。	解説欄については、政務活動費の運用等を定めている地方自治法と条例の内容を記載しております。また、参考欄については、現在、臨時特例条例を定めて、政務活動費を減額している内容を記載していることから、記載の方法については、現行のとおりとさせていただきます。	原案の通りといたします。
30	第18条	第4号として、「委員会の視察研修」について追加する。	第18条は、議員個人としての研修内容について記載しています。なお、委員会の視察研修については第6章第15条に記載しております。	原案の通りといたします。
31	第19条	「機能強化に努める」の次に、「とともに、議員のみならず、市民、市職員の利用に供するものとする。」を追加する。	議会図書室は、地方自治法第100条第20項にありますように「図書室は、一般にこれを利用させることができる。」と明記されておりますことから、あえてご提案の内容を追加する必要はないと考えます。	原案の通りといたします。
32	第20条	追加として、法第100条の2をまとめた用語解説欄を作成する。	ご提案いただいております件につきましては、用語解説として、「学識経験者」の内容を追加させていただきます。	逐条解説に用語解説を追加します。
33	第21条	議会だよりの発行を現在の本会議終了後の2カ月後から短縮する。	ご指摘の内容については、議会事務局の体制整備の面から考えると、「市民に対し、迅速かつ積極的に議会に関する情報を提供するため事務局の情報発信機能の強化に努める」ということに繋がると考えますので、今後の検討課題とさせていただきます。	
34	第21条	本会議での常任委員会、特別委員会の委員長報告を簡略、効率化する。		
35	第22条	議員の政治倫理の規範について、条例を早く明確化すること。	今後制定を予定しております。	
36	第22条	「品位を保持し、見識を」の次に、「養い、社会的規範を遵守することはもとより、自己の地位に基づく影響力を不正に利用することにより、市民の疑惑を招くことのないように、行動しなければなりません。」を追加する。	ご提案いただいております件につきましては、今後制定を予定しております、政治倫理条例の中に、反映できるよう検討してまいります。	原案の通りといたします。
37	第22条	第2項で「必要な事項は、別に定めるよう努めるものとします。」とあるが、第1項に文言を追加したが、この条文の是非を含め、内容の検討を願いたい。		

NO	素案条項	議会基本条例(素案)に対するご意見等の概要	ご意見等への考え方(回答)	条文の修正
38	第23条	「議員の定数について必要な事項は、別に条例で定めます。」とあるが、参考欄に条例を明記すべきである。	参考欄に記載させていただきます。	逐条解説に参考欄を追加します。
39	第24条	「議員に支給する報酬、費用弁償及び期末手当(以下「報酬等」といいます。)について必要な事項は、別に条例で定めます。」とあるが、参考欄に条例を明記すべきである。	解説欄には議員に支給する報酬、費用弁償、及び期末手当の内容を記載しております。また、参考欄については、現在臨時特例条例を定めて議員報酬等を減額している内容を記載していることから記載の方法については、現行のとおりとさせていただきます。	原案の通りといたします。
40	第24条	条文の記載方法を分かりやすいように見直してはどうか。	条例の記載方法については、検討した結果、このような記載となっております。	原案の通りといたします。
41	第25条	条文中「達成されているかどうか」の次に、「議会運営委員会にて」を追加させる。	検証については、議会全体で行うことになると考えております。	原案の通りといたします。
42	第25条	条文中「必要に応じて」の次に、「改善が必要な場合は、改正を含めて」を追加させる。	ご提案いただいております件につきましては、逐条解説にて、説明をしておりますことから、条文に追加する必要はないと考えております。	原案の通りといたします。
43	第26条	条文中「他の例規の制定」の前に、「議会に関する他の条例の制定」を追加し、解説と整合させる。	ご提案をいただいております件につきましては、趣旨はわかりますが、ご提案の文言を追加することにより、理解しにくい内容となりますので、追加しないこととさせていただきます。	原案の通りといたします。
44	第26条	条文中「議会に関する基本的な事項」を「議会運営における最高規範」と変更する。	第1条に規定している本条例の位置づけは、「議会に関する基本的な事項」を定めるとしていることから、本条についても、他の例規との関係を規定する部分について第1条と整合性を図ることとしております。	原案の通りといたします。